

仕 様 書 (案)

1 件名

文京区アカデミー推進計画策定支援業務委託

2 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3 履行場所

(1) 調査、検討、課題の整理、資料の作成等

原則として、受託者の事務所内とする。

(2) 会議等運営支援及び各種打合せ等

原則として、文京シビックセンター（文京区春日1-16-21）内とする。

(3) 業務に関する書類等の提出先及び納品先

アカデミー推進課（文京シビックセンター17階）及び文京区指定場所

4 委託の目的

学習活動、スポーツ、文化芸術、観光、国内・国際交流に関する区民の意識や活動の実態及び要望等を踏まえ、各分野の方向性を検討し、新たな文京区アカデミー推進計画（令和9～13年度）を策定する（令和9年3月策定予定）。

5 委託業務内容

(1) 文京区アカデミー推進計画（以下、「推進計画」という。）策定支援業務

ア 最新情報の収集・整理

文京区(以下「区」という。)の基礎データ、計画の各分野に関連する法律、参酌すべき上位計画等の情報及び国・都における施策動向、先進的な他自治体の取組等を収集、整理し、区に資料を提供する。

イ 全体管理

スケジュール、体制、作業、成果物の品質、リスク管理等、推進計画策定に要する全体管理のためのプロジェクト計画書を作成し、4月上旬を目途に区へ提出する。

ウ 新たな推進計画の方向性検討にあたっての資料作成

「文京区アカデミー構想(平成17年11月)」「文京区アカデミー推進計画に関する実態調査報告書(令和2年2月)」「文京区アカデミー推進計画(令和4年度～令和8年度)」「アカデミー推進計画の点検・評価(令和4年度、令和5年度、令和6年度)」から現状を分析し、区の地域特性を踏まえた現行推進計画の課題を抽出、整理するとともに、その評価手法について区に資料等を提供する。

エ 素案・最終案の作成

新たな推進計画の素案・最終案を作成する。協議会、議会等報告資料を作成する。

オ 推進体制・進行管理・評価方法の提案

今後の推進計画の推進体制、進行管理、施策の評価方法(アウトプット・アウトカム)

等について提案する。

(2) 文京区アカデミー推進協議会（以下、「協議会」という。）及び分野別分科会の運営支援業務

ア 協議会への出席（全6回程度）

・学識経験者、団体代表、公募区民、関係機関及び区職員により構成する。

イ 分野別分科会への出席（全20回程度）

・学習活動、スポーツ、文化芸術、観光、国内・国際交流の5分野

ウ 協議会等の事前準備及び資料作成支援

エ 協議会等の意見要望の整理及び議事録の作成

・議事録仕様 ①紙：A4・両面印刷 2部 ②データ：Word形式 ③ホームページ公開用PDF ②、③を収めたCD-R等記録媒体 1枚

(3) 推進計画素案のパブリックコメント（区民意見公募）対応支援

ア 素案の作成支援（令和8年9月上旬頃）

イ 区民説明会の支援（資料作成・意見整理等）（令和8年12月上旬頃）

ウ 閲覧場所（行政情報センター等）に備える閲覧用資料（紙媒体必要部数）及びホームページ公開用閲覧データ（Windows形式PDF等）の作成

エ 寄せられた意見の整理及び分析、意見に対する区の考え方及び必要な資料の作成

(4) 推進計画（最終案）の作成支援

ア パブリックコメント等の意見反映の可能性についての検討

イ カラーユニバーサルデザイン等に配慮した仕様の検討

ウ 推進計画（最終案）の作成支援

(5) 成果物の作成・納品

ア 文京区アカデミー推進計画（本編）

印刷物 500部：A4判、4色刷り、130ページ程度、無線綴じ製本

ホームページ公開用データ：全章と各章に分割したもの（windows形式PDF）

デジ版 2枚（CD-R）

イ 文京区アカデミー推進計画（概要版）

印刷物 1,200部：A4判、4色刷り両面印刷、20ページ程度、中綴じ製本

ホームページ公開用データ：全章一式（windows形式PDF）

デジ版 2枚（CD-R）

点字版 2部

ウ 素案パブリックコメント閲覧資料、区民説明会資料、意見に対する区の回答 一式

エ 協議会、議会等報告用資料 一式

オ 協議会等の議事録 一式

カ ウからオまでのホームページ公開用データ（Word及びPDF等） 一式

キ 業務担当課との打合せ議事録 一式

ク 成果物等を収めたCD-R等記録媒体（WordまたはExcelデータ） 一式

文京シビックセンター1階駐車場にて検査終了後、アカデミー推進部アカデミー推進課（文京シビックセンター17階）に納入すること。納入に当たっては、クラフト紙で梱包し、部数を明記すること。

6 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

7 契約不適合責任

本契約が完了し、成果物が納入された後、内容に不備、不足等の瑕疵が発見された場合は、受託者の責任においてこれを訂正しなければならない。

8 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1) に関することを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当課と行うこと。
- (3) 本業務は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類に記載した担当者及び従事者が行うこと。区事業執行課の承諾がない限り、それらの者を変更してはならない。
- (4) 本件委託業務のために作成した報告書等の著作権及び版権は、文京区に帰属する。ただし、写真等の素材について、他に著作権を有している者がいるときには、その使用に関する手続きについて、必要に応じて受託者が支援すること。なお、使用料が発生するものに関しては使用しない。また使用権を得て使用する写真等の素材についての著作権の区への譲渡はないものとする。
- (5) 本契約の履行に当たり知り得た情報は、本委託業務以外に使用し、又は公開しないこと。なお、この件については、本契約終了後も継続する。
- (6) 本契約を遂行する上で、業務の一部について、第三者に再委託をする必要があるときは、あらかじめ、再委託をする業者名、再委託等の内容を区に書面をもって報告し、承諾を得なければならない。
また、再委託等を請けた業者にも、この契約内容を遵守させなければならない。
- (7) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (8) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (9) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (10) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (11) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成

20年9月文京区条例第45号)を遵守すること。

(12) アスベストを含有していない製品を納品すること。

(13) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成28年3月文京区訓令第13号)の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。

(14) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例(平成25年9月文京区条例第39号)第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針(令和3年3月31日付2020文総総第1777号)」を踏まえ、性別(性自認及び性的指向を含む。)に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

9 連絡先

契約事務担当：文京区総務部契約管財課契約係 Tel5803 - 1150

事業執行担当者：アカデミー推進部アカデミー推進課アカデミー推進係 飯村 Tel5803 - 1307

(直通)